

サンデングループ CSR 方針

サンデングループは、「自動車用コンプレッサーと統合熱マネジメントシステムのグローバルリーダーになる」を会社のビジョンとしています。100年以上続くグローバル企業になるために、グループ全従業員がとるべき、グローバル企業としてふさわしい行動を、社会・ステークホルダーへお示しするために本CSR方針を定めました。

■企業理念

～基本原則（国際社会の中で共感する普遍の価値観）～

1. 良き企業市民、社会との調和
国際社会の一員として、社会と調和し、社会から信頼される良き企業市民として成長していきます。
2. 人権尊重
あらゆる人の尊厳と基本的人権尊重の精神に基づく企業文化を築きます。
3. 環境
かけがえのない美しい地球を次の世代の人々に引き継ぐために、企業活動のあらゆる面で環境の保全に配慮して行動します。
4. 企業倫理
高い倫理観のもと、誠実でフェアな企業活動を行います。
5. 安全衛生
社員のゆとりと豊かさを実現し、安全衛生と健康に配慮した働きやすい環境を確保します。

～ステークホルダーに対する基本姿勢～

6. お客様
技術開発とモノづくりを基本として、品質を第一に考え、常に世界中のお客様に満足される魅力のある製品、システム、サービスを提供します。
7. 社員
挑戦と改革の企業文化を基本として、人間性尊重の精神に溢れた自由闊達な組織文化を築き、社員とともに成長していきます。
8. 株主・投資家
会社を成長させ企業価値を高めるとともに、経営の透明性向上により、株主・投資家の信頼と期待に応えます。
9. 地域社会
世界各地の慣習や文化を尊重するとともに、地域社会の発展や文化の向上に貢献します。
10. 取引先
取引先とは公平かつ透明な取引関係に基づき、お客様に対し最高の製品、システム、サービスを提供できるビジネスパートナーとして、ともに成長します。

●人権方針

サンデングループは地球と人にやさしい次世代の空調システムを追求する事業を通じて、企業理念に基づき人権尊重や安全衛生に取り組んでいます。また、すべての従業員に対して、基本的人権を尊重する企業風土醸成と職場環境の整備に努めます。

本方針は今後の活動全般における方向性を示すものであり、全てのステークホルダーの潜在的、また実態としてのリスクの把握ならびに回避・低減と予防に努め、この方向性の実現に向けて必要な改善に取り組んでいきます。

1. 国際規範の尊重

グローバルな事業活動を行っているサンデングループでは、人権の尊重が重要な社会的責任であるとの認識に立ち、国連「国際人権章典」（世界人権宣言および国際人権規約）、国際労働機関（ILO）「労働における基本原則および権利に関する宣言」、「国連グローバル・コンパクトの10原則」を尊重し、人権や労働に関して取り組んでいます。また関係する各国の法令や規則を遵守し、基本的人権の保護に努めます。

2. 適用範囲

サンデン（サンデン㈱及び連結子会社）のすべての役員、従業員に適用されます。また、すべてのビジネスパートナーにおかれましては、本方針を支持いただけることを期待します。そして、サプライヤーにおかれましては、本方針をご理解頂くことに努め、遵守を求めます。

3. 人権リスクの特定

事業に関わる潜在的もしくは実際の人権リスクを特定し、リスクを防止または軽減するための仕組みを構築し、継続的に運用します。

人権リスクについては、グローバルな活動の中で地域的なリスクも含めて特定し、継続的に管理・監視します。

4. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

5. 是正・救済

私たちが、人権に対する負の影響を引き起こした、もしくは負の影響を助長したことが明らかになった場合、その救済に取り組めます。また、国内および各地域で苦情処理手続きを構築し、内部告発制度等の有効な救済メカニズムの整備を進めます。

6. 教育・啓発

継続的に人権に関する教育・啓発を行い、人権方針についての理解促進や企業風土の醸成に努めます。

7. 進捗確認と情報開示

人権方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。

また、ホームページおよびその他のコミュニケーション手段を通じて、人権方針の浸透に向けた取り組みやその進捗に関する情報を、適切に開示します。

8. 人権についての重点方針

サンデンは次の項目を重点方針として定めます。この重点方針のもとに職場環境の整備に努め、実態との矛盾の回避・解消に取り組んでいます。

① あらゆる差別の排除

人権を尊重し、人種、民族、信条、宗教、性別、性的指向・性自認、国籍、年齢、出身、心身の障害、配偶者や子の有無、病気、社会的身分等を理由とする差別を行いません。

② ハラスメントの排除

人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける各種ハラスメント（嫌がらせ、誹謗、中傷等）をはじめ、虐待、体罰、抑圧など、過酷で非人道的な扱いを行いません。

③ 強制労働・児童労働の禁止

強制労働・児童労働等の非人道的な雇用を行いません。また、非人道的な雇用を行う企業とは取引をしません。

④ 結社の自由

国際条約や各国・地域の法令に基づき定められた労働者の権利（団体交渉権や結社の自由を含む）を尊重します。

⑤ プライバシー保護

個人情報保護法をはじめとする各国・地域の法令やプライバシーポリシーを順守し、情報の利用目的を明確化し、適切に取得、利用、管理、保護を実施します。

⑥ 雇用・労働条件

各国・地域の法令に従い、国際的に認められている基準および、労働時間・休日・休暇・賃金等に関する労働条件を適切に遵守し、従業員の公正な処遇と心身の健康・安全の確保をより重視します。また、各国の賃金関連法を遵守したうえで給与の支払いを行い、社員に対して不当な減給は一切行いません。

⑦ ダイバーシティと機会均等

多様な属性、価値観、経験などを有したメンバーが共存し、認め合い、一人ひとりが互いを活かしながら最大限にその能力を発揮し、成長と自己実現を実感しながら安心して働ける職場づくりを目指します。

⑧ 労働安全衛生

適用される法令に従い、一人ひとりが健康かつ安全に、そして安心して働き続けられる職場環境を整備します。

⑨ 保安慣行

人権方針が社会動向や事業環境に応じて、新しく発生する可能性がある人権課題に対応できるよう、定期的の方針内容を見直し、改定を行います。また、人権方針や手順を理解できるよう継続的な教育を実施します。

⑩先住民族の権利

私たちは、事業活動を行う国や地域の法律、また「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO 第 169 号）」「自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior, and informed consent : FPIC）の原則」等の国際基準にのっとり、先住民の人権や文化に対する配慮に努めます。

●環境憲章

サンデングループは、1993年にボランティアプランとして、“サンデン環境憲章”を定めました。その後、1996年に環境マネジメントシステムを定めた ISO14001 が、国際規格として制定されたこと、企業としての環境保全活動の重要性から、1997年に環境憲章を改訂し、サンデングループの環境活動の基本的考え方を示すものとして、すべての国内外グループ各社に展開しています。

【環境理念】

サンデンは、グローバルな企業市民として、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、安全で美しい地球を次の世代の人々に引き継ぐために、企業活動のあらゆる面で環境の保全に配慮して行動する。

【環境行動指針】

1. 地球環境の保全活動を推進するための組織を整備するとともに、その活動を確実にするために、環境監査を実施し、活動の維持向上に努める。
2. 企業活動により生じる環境負荷を的確に把握し、環境目的・目標を設定し、技術的・経済的に可能な範囲で、継続的な環境負荷の低減を図る。
3. 地球環境に関するあらゆる環境規制を遵守するとともに、自主管理基準を設定し、汚染の予防とより一層の地球環境保全に取り組む。
4. 地球環境に負荷を与える有害物質は、代替技術の採用、代替物質への転換、回収、リサイクルなどを行い、可能な限り削減する。
5. 企業活動のあらゆる面で、省資源、省エネルギー、リサイクル、廃棄物の削減に取り組む。
6. 地球環境保全に関する意識の向上を図るために、全社員に対して、環境教育、社内啓蒙活動を実施する。
7. 広く社会に目を向け、地域社会の環境保全活動に自主的に参加することにより、地域社会の一員として社会に貢献する。
8. 地域環境の保全についての理解と協力を得るために、広く社会に対して広報活動を行い、必要に応じて情報を公開する。

1993年10月制定

1997年05月改訂

2022年に環境憲章に基づき、より具体的な行動を推進するためにサンデングループ環境方針を制定しました。グローバル全グループ会社で共有・徹底を図っています。

【基本方針】

当社は、“環境のサンデン”のブランドを確立するため、自動車機器製品における技術開発とモノづくりで、

人と地球に優しい製品を世界各地に供給します。

【環境行動方針】

1. 生産・設備の省エネルギー化、及び再生可能エネルギー技術を活用した、工場排出 CO2 ゼロのカーボニュートラルなモノづくりを実現します。
2. 水リスクへの対応のため、資源を有効活用することで使用量を最小化し、かつ、保全の推進をします。
3. 自然環境保護と環境教育活動を通じて生物多様性を保護し、「環境と産業の矛盾なき共存」の持続可能な社会の実現に貢献します。
4. 有害化学物質の削減と汚染の予防に努めます。
5. 循環型社会形成のため、あらゆる資源の 4R に努め、資源の有効活用を徹底します。
6. エコと快適な製品を創出し、環境にやさしい車社会を実現します。
7. よい製品を供給するため、社会・環境側面に配慮したグリーン調達を推進します。
8. 関連する法規制およびその他要求事項を守ります。
9. 当社で働く全ての人を対象に、環境に関する意識向上のため、環境教育、社内啓蒙活動を実施します。

●企業倫理 に関する方針

サンデングループは、グループの行動の原点を示す「企業理念」において、その前文で法令、国際ルールの遵守を定めるとともに、「高い倫理観のもと、誠実でフェアな企業活動を行う」ことを基本原則としています。

これを受け社内的には 2004 年 1 月制定の理念ハンドブックのもと、法令順守（含む、国際ルール）、社会的規範の遵守、社内ルールの遵守、企業文化の浸透・定着を徹底しております。

サンデングループの企業倫理に関する考え方を整理の上、社会・全てのステークホルダーに方針として示すことで、より高い信頼を得るべく本方針を定めております。

1. 法令順守・倫理的行動の徹底

- ・国の内外を問わず、法令、国際ルール、社会的規範を遵守します。
また世界各地の慣習や文化を尊重し社員一人ひとりが高い倫理観を持って行動し、コンプライアンスをもとに、全ての業務活動を行うことで、誠実でフェアな企業活動を行います。
- ・個人情報保護に関する法令、知的財産に関わる法令の違反行為に関与しません。
- ・お客さま、お取引先からの信頼と信用を受けるためサンデングループ IT セキュリティ基本方針のもと社内教育、IT アセスメントを行い情報漏洩リスクの低減を図っています。

2. 強要と贈収賄含むあらゆる腐敗防止

腐敗防止と健全性維持のためにサンデングループのコンプライアンス管理体制を明確化しており、重要な問題の経営層での審議決定、コンプライアンスにおける責任者・担当者の明確化、コンプライアンス教育の徹底、コンプライアンス問題の通報制度、コンプライアンスの状況を監査する部門の設置を、徹底した腐敗防止作業を継続的に強化しています。

3. オープンでフェアな事業慣行と調達

あらゆるお取引先とは良識かつ誠実さを持って、健全・透明な関係を保ち、法令や各種ルールを十分理解した上で契約及び取引を行います。また良識のある企業行動により、公正かつ自由な競争を行います。このような関係のもと、お客様に対し最高の製品、システムサービスを提供できるビジネスパートナーとして、ともに成長します。

●安全衛生憲章

サンデングループは、企業理念の中で「安全衛生」を基本原則の一つと位置付け、「社員のゆとりと豊かさを実現し、安全衛生と健康に配慮した働きやすい環境を確保します。」の通り、社員の安全と健康の確保を全社で取り組んでおります。この原則に従って、2000年11月に「安全衛生憲章」を定め、理念と行動指針を明示することによって、安全で安心して働ける快適な職場環境づくりにグループ一丸となって取り組んでいます。

創業の精神「知を以て開き 和を以て豊かに」、「企業は人なりの理念」により、企業の存続、発展のためにはなにより人も人が大切であることをすべての活動の基盤にしています。

社員の健康を企業経営の重要な要素としてとらえ、健康経営に取り組み、社員の健康管理・健康づくりを推進しています。

【安全衛生憲章 理念】

サンデングループ各社は、国際企業としての責任を認識し、安全、衛生、職場環境の向上を絶えず追求し、そこで働く社員は健康で、安全で、安心して働ける快適な職場環境を実現し、維持するために積極的に行動する。

【安全衛生行動指針】

1. 法の遵守 我々は、法を遵守し、社内規則や規程及び業務手順やマニュアルを制定し励行する。
2. 安全管理 我々は、職場や作業に潜む災害危険に対する感性を高め、労働災害の撲滅を図る。
3. 健康管理 我々は、全社員の健全な精神と身体を形成するため施策を提案し諸施策を実践する。
4. 教育 我々は、安全衛生教育を計画的に実施し、健全で安全な職場の実現のために積極的に活動する。

●リスク管理に関する方針

財務リスク、法務リスク、事業継続、災害等の多様化するリスクに備え、常にリスクを把握し、被害を予防・最小化するために、当社はリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、サンデングループのリスク管理、危機管理のための体制・主管部門の明確化、リスク管理責任者・担当者の選任により、定期的なリスク評価とリスクのコントロール等、平時の予防体制を整備します。内部監査部門はリスク管理体制の有効性の監査を行い、経営への報告を致します。

また、経営に重要な影響を及ぼす不測の事態が発生する恐れのある重要なリスク管理の問題については、経営会議・取締役会で審議し決定します。

●経営トップの役割について

経営トップは、本CSR方針の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築します。